

## 公益社団法人水戸市シルバー人材センター職群班世話人等活動費の支給に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人水戸市シルバー人材センター（以下「センター」という。）職群班設置要綱第4条に規定する世話人及び副世話人の職務に対する活動費の支給について、必要な事項を定めることを目的とする。

(活動費)

第2条 職群班の連帯意識の高場を図り、もって作業の円滑な推進のため活動した世話人及び副世話人に対し、次の各号に掲げる活動費を毎事業年度末までに支給する。

- (1) 世話人 年間 12,000 円
- (2) 副世話人 年間 8,000 円

付 則

この要綱は、平成 13 年 3 月 19 日から施行し、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 25 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。